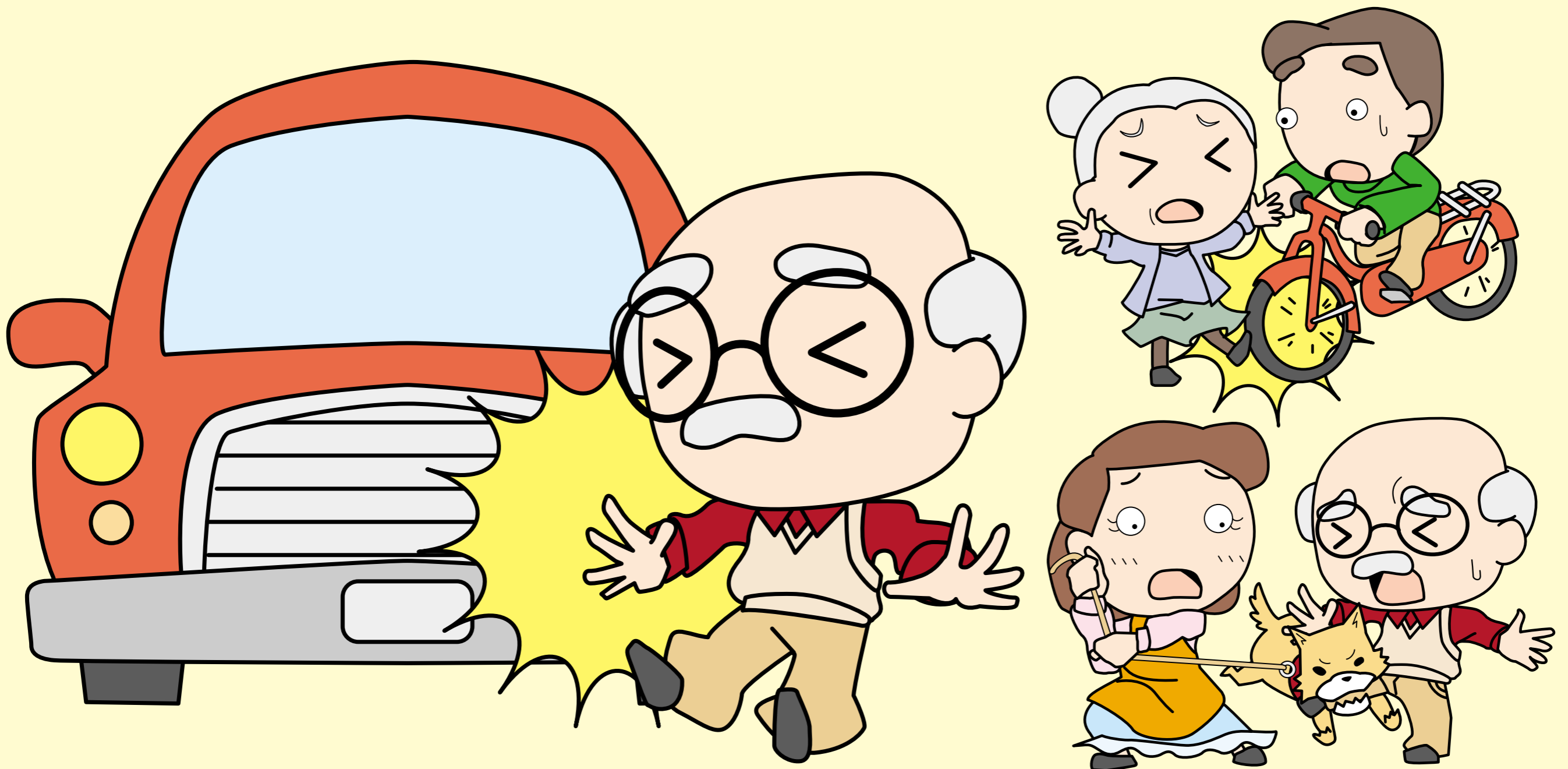


後期高齢者医療制度の被保険者のみなさまへ

交通事故

などにあつたときは、

後期高齢者医療担当の
窓口届け出をしてください!



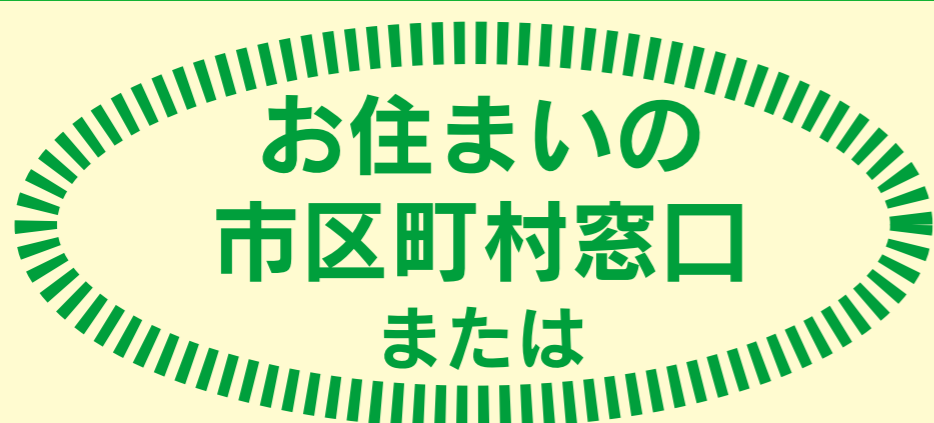
被害届（傷病届）を提出しましょう

交通事故にあつたら、必ず警察で事故証明書を入手し、**お住まいの市区町村後期高齢者医療担当の窓口**に**第三者行為による被害届（傷病届）**を提出してください。
（車の損害保険会社と相談し、協力をいただき提出してもらうことも可能です。）

自転車の事故、他人からの暴力、他人の飼い犬に噛まれた、他人から提供された食事での食中毒なども第三者行為になります。

※示談を済ませたりすると、後期高齢者医療保険が受けられなくなる場合がありますので、示談の前に必ず市区町村の担当窓口へ御相談ください。

お問い合わせ先



北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

電話 011-290-5601 FAX 011-210-5022

ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>